

○会計検査院事務総局定員規則

会計検査院規則第3号 昭和29年6月25日

改正 昭和30年会計検査院規則第2号、36年第2号、37年第1号、38年第5号、39年第3号、50年第1号、51年第1号、52年第3号、54年第3号、55年第1号、56年第2号、57年第1号、58年第1号、59年第1号、61年第2号、62年第4号、63年第2号、平成元年第3号、2年第4号、3年第2号、4年第1号、5年第1号、6年第5号、7年第1号、8年第1号、9年第1号、10年第2号、12年第1号、13年第5号、14年第2号、15年第5号、16年第3号、18年第5号、19年第4号、20年第3号、21年第4号、22年第2号、23年第3号、24年第4号、25年第3号、26年第1号、第5号、27年第5号、28年第4号、29年第4号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局定員規則を次のように定める。

会計検査院事務総局定員規則

会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員、交流派遣職員及び育児休業又は配偶者同行休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百四十四人とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 会計検査院事務総局定員規則（昭和二十七年会計検査院規則第二号）は、廃止する。
- 3 人事院規則十五一七（特別待命）に基づき、特別待命の承認を受けた職員は、特別待命の期間が満了するまでの間は、定員の外に置くことができる。

附 則（昭和三十年八月一日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年四月一日会計検査院規則第二号）

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年四月一日会計検査院規則第一号）

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年七月一日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月一日会計検査院規則第三号）

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十年四月二日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年五月十日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月十八日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年四月四日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十五年四月五日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十六年四月三日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十七年四月六日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十八年四月五日会計検査院規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正後の会計検査院事務総局定員規則本則に規定する定員は、昭和五十八年九月三十日までの間においては、同本則の規定にかかわらず、千二百二十七人とする。

附 則（昭和五十九年四月十一日会計検査院規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正後の会計検査院事務総局定員規則本則に規定する定員は、昭和五十九年九月三十日までの間においては、同本則の規定にかかわらず、千二百三十五人とする。

附 則（昭和六十一年四月五日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六十二年五月二十一日会計検査院規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月八日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年五月二十九日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年六月八日会計検査院規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年四月十二日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年四月十日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。

附 則（平成五年四月一日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月二十四日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から施行し、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年三月三十一日会計検査院規則第一号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月十一日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、平成八年四月一日から適用する。

附 則（平成九年四月一日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。

附 則（平成十年四月九日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成十二年三月三十一日会計検査院規則第一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日会計検査院規則第五号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日会計検査院規則第五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日会計検査院規則第四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日会計検査院規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年四月一日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年四月六日会計検査院規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二十五年五月十六日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則（平成二十六年二月二十一日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年四月一日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年四月十日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

る。

附 則（平成二十八年四月一日会計検査院規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日会計検査院規則第四号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。